

## 法人口座を開設されるお客さまへ

当金庫では、マネー・ローンダリング（資金洗浄）防止やテロ資金供与対策強化の観点から、法人のお客さまの口座開設時には、下記書類をご提出いただくとともに、事業内容や実質的支配者等についてご確認をさせていただいております。

お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1. 対象となるお客さま

株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、合同会社、特定非営利活動法人、その他法人

### 2. 対象となるお取引

純新規取引のお取引開始時

### 3. ご留意事項

- ・ご提出いただいた資料についてご確認させていただき、口座開設について審査を行い、後日結果をご連絡いたします。お申込みから口座開設までに1週間程度お時間をいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・内容等を確認させていただいた結果、追加の確認書類の提出のご依頼や、追加でのご質問等をさせていただきます場合がございます。
- ・事業内容等の確認のために、事業所への訪問や面談をお願いすることがあります。
- ・審査の結果、口座開設をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。

### 4. ご提出いただく書類について

書類名	備考
履歴事項全部証明書	発行から6カ月以内のもの（原本）をご用意ください。 （注意）現在事項全部証明書ではありません。
実質的支配者のご確認書類	議決権が記載されている「(別表2) 同族会社等の判定に関する明細書」、法務局の発行する「実質的支配者リストの写し*」または、公証役場発行「申告受理及び認証証明書」等をご用意ください。
取引担当者の「公的な本人確認書類」	「運転免許証」「旅券（パスポート）」等本人確認書類をご用意ください。
お取引開始時の取引目的等確認のお願い	「お取引目的・事業内容・実質的支配者等の確認のお願い」（当金庫所定様式）へのご回答をお願いいたします。
その他	・法人番号が確認できる法人番号通知書などの官公庁発給の書類 ・「特定取引を行う者の届出書」（当金庫所定様式）

\*実質的支配者リストの申込手続き等については、法務局のホームページをご確認ください

[https://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/page000001\\_00445.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/tottori/page000001_00445.html)

※以下に該当する場合は別途書類をご用意ください

	書類名
取引担当者を委任する委任状を作成されている場合	委任状
会社案内等が作成されている場合	会社案内、ホームページ、パンフレット等、会社を紹介できる資料
お申込日から過去3年以内に本店の住所を変更し、所轄の法務局が変更になっている場合	閉鎖事項全部証明書 〔発行から6カ月以内のもの（原本）〕
未登記の営業所、事務所等での口座開設をお申込みの場合	公共料金の領収書（写）または、営業所の建物登記事項証明書〔発行から6カ月以内のもの（原本）〕
事業内容もしくは商号に「投資」「証券」「信託」が含まれている場合	監督当局の認可証等（写）

以上